

岡山市土地改良区事務費等補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 農業生産の基盤と農村の生活環境の整備を通じて、農業の持続的発展、農村の振興、食料の安定供給及び多面的機能の發揮の実現を図るため、農業農村整備事業を行う土地改良区等に対して土地改良区事務費等補助金（以下「補助金」という。）を交付するものとし、その交付に関しては、この告示に定めるもののほか、岡山市補助金等交付規則（昭和48年市規則第16号。以下「規則」という。）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この告示において使用する用語の意義は、規則で使用する用語の例による。

2 この告示において、「土地改良事業等」とは、本市域内の農用地を受益地（土地改良事業等により利益を受ける土地改良法（昭和24年法律第195号。以下「法」という。）第5条第1項の一定地域をいう。）として実施する法第2条第2項に規定する土地改良事業並びに補助事業者が所有し、又は管理主体となっている農業用施設の維持補修事業並びに景観及び環境整備事業（農業用施設の整備、改修等の工事を伴う事業をいい、国、岡山県又は本市から当該事業に対する承認又は補助金等の交付の内示若しくは決定を受けているものをいう。）をいう。

(補助事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、補助事業者の運営に係る事業及び補助事業者が事業実施主体として実施する土地改良事業等とする。

(補助事業者)

第4条 補助事業者は、その定款において地区内に岡山市域の一部を含む旨の定めのある土地改良区及びその土地改良区が属する法第77条による土地改良区連合とする。

(補助金の交付の制限)

第5条 補助金の交付回数は、同一の補助事業者に対し、原則として年度内に1回とする。

(補助対象経費)

第6条 補助事業の実施に際し支出される経費のうち、補助金の交付額の算定に当たって対象となる経費は、次に掲げるものに限る。

(1) 報酬、給料、賃金、職員手当等及び共済費に係る経費

- (2) 旅費に係る経費
- (3) 需用費及び備品購入費に係る経費
- (4) 役務費に係る経費
- (5) 使用料及び賃借料
- (6) 委託料に係る経費
- (7) その他市長が必要と認めるもの

(補助金額)

第7条 補助金額は別表左欄に掲げる事業区分に応じ、同表右欄に掲げる額の合計とする。

2 前項によって得られた額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付の申請)

第8条 規則第5条第1項に規定する市長の定める期日は、補助事業年度における1回目の監査（補助事業者の定款に基づいて行われる監事による監査をいう。）が終了した日から1月以内とする。

2 規則第5条第1項第5号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

- (1) 補助事業年度の補助事業者の收支予算書
- (2) 補助事業年度の前年度から起算して過去3年度の補助事業者の收支決算書（見込み）
- (3) 補助金額算定調書
- (4) 補助対象経費予定明細書
- (5) 前年度において岡山市域にある土地につき賦課した経常賦課金（補助事業者の定款に規定される経費の分担に関する事項のうち、補助事業者の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金をいう。以下同じ。）の収入額及び既往の年度内に属する賦課金の収入を現年度の賦課金の収入として収入した額（以下「前年度賦課金」という。）を明らかにする書面
- (6) 土地改良事業等の実施に際し、当該土地改良事業等を実施する補助事業者の役職員が自ら設計（土地改良事業等に係る測量及び計画図面の作成並びに事業費を積算し、法第48条第1項の認可又は国、岡山県若しくは本市から承認を得るために必要な計画書を

作成することをいう。以下同じ。) したことを明らかにする書面

(7) 補助事業年度の前年度から起算して過去3年度の年間総事業費（補助事業者が事業実施主体として一年度に実施した土地改良事業等に係る工事費、工事雑費及び事業主体事務費の合計をいう。以下同じ。）を明らかにする書面

3 規則第5条第2項の規定により、同条第1項第1号から第4号までに規定する書類の添付は要しないものとする。

（状況報告、着手届及び完了届の免除）

第9条 規則第13条に規定する状況報告及び規則第15条に規定する補助事業等着手・完了届の提出は要しない。

（実績報告）

第10条 規則第16条に規定する実績報告は、当該補助事業が完了した日の属する会計年度の3月28日までに行わなければならない。

2 規則第16条第1項第2号に規定するその他市長が必要と認める書類は、次のとおりとする。

（1）補助対象経費明細書

（2）補助事業年度の前年度に係る補助事業者の収支決算書

第11条 規則第19条第1項ただし書の規定により補助事業の完了前に補助金の交付を受けようとするときは、岡山市土地改良区事務費等補助金概算払請求書（別記様式）を市長に提出しなければならない。

（関係書類の整備）

第12条 補助事業者は、補助事業に係る経費の収支を明らかにした書類、帳簿等を整備し、当該補助事業が完了した日の属する年度の終了後5年間保存しなければならない。

（報告及び検査等）

第13条 市長は、必要があると認めるときは、補助事業者に対して報告を求め、事業の執行に対して必要な指示をし、又は関係職員により帳簿その他の関係書類を検査させることができる。

（委任）

第14条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

- 1 この告示は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この告示の施行の日から平成27年3月31日までの間における補助金額は、改正後の岡山市土地改良区事務費等補助金交付要綱第7条第1項の規定により算定した額と、前年度の補助金額に100分の95を乗じて得た額とを比較していずれか高い方の額とする。
- 3 平成22年度の補助金額の算定に係る前項の規定の適用に当たっては、同項中「前年度の補助金額」とあるのは、「岡山市土地改良事業事務費補助金交付要綱に基づき交付された平成21年度の補助金の総額」とする。

別表（第7条関係）

事業区分		補助金額		
運営に係る事業	運営に必要な経常的事業	前年度賦課金の額に2.2%を乗じて得た額		
	土地改良事業等の実施に必要な事業	補助事業年度の前年度において補助事業者の役職員が土地改良事業等の実施に際し、自ら設計した土地改良事業等に係る年間総事業費の額に7%を乗じて得た額に50%を乗じて得た額。ただし、その額が10,000千円を超える場合は、10,000千円とする。		
土地改良事業等		次の表の左欄に掲げる事業費（補助事業年度の前年度から起算して過去3年度の年間総事業費の平均総事業費をいう。）の区分に応じ、同表右欄に掲げる額。ただし、補助事業年度の前年度において補助事業者が本市職員から技術的支援（土地改良事業等の設計及び工事監理等に係る援助をいう。）を受けている場合は、次の表の右欄に掲げる補助額に60%を乗じて得た額		
		<table border="1"><thead><tr><th>事業費の区分</th><th>補助額</th></tr></thead></table>	事業費の区分	補助額
事業費の区分	補助額			

500,000 千円以上	15,040,000 円
300,000 千円以上	
500,000 千円未満	10,070,000 円
150,000 千円以上	
300,000 千円未満	6,332,000 円
80,000 千円以上	
150,000 千円未満	3,827,000 円
30,000 千円以上	
80,000 千円未満	2,555,000 円
10,000 千円以上	
30,000 千円未満	1,282,000 円
1,000 千円以上	
10,000 円未満	666,000 円